



第179号

(昭和53年4月)

目次

学長告辞	1
関係法令	2
学内規則	3
富山大学学則の一部改正	3
富山大学大学院学則の制定	5
富山大学学位規則の一部改正	9
富山大学大学院理学研究科規則の制定	10
富山大学大学院理学研究科委員会規則の制定	13
富山大学学則の一部改正	14
富山大学教養部規則の一部改正	15
富山大学公印管理規則の一部改正	17
諸会議	17
人事異動	17
学内諸報	25
名誉教授の称号授与	25
叙位・叙勲	26
海外渡航者	26
職員消息	26
主要日誌	27

昭和53年度入学式学長告辞

御入学をお祝いいたします。

諸君は立山をごらんになったことでしょうか。雄峯立山はまだ白雪皚々さながら厳冬の様相です。しかるに山の麓はすでに梅が咲きこぼれ桜もほころぶ陽春の季節です。即ち寒と暖、北と南、厳と寛、陰と陽と全く相反するものがそれぞれ相関しながら展開していく大宇宙の厳然たる姿です。

現在の諸君もまた然り、苦しかった受験生活から解放され、いよいよ主体性をもった大学生活に転換する記念すべき日であります。このときこそあらためて大学に志した目的、今後の目標を冷静かつ真剣に考えるべきでしょう。

「初心忘るべからず。固い決意こそ大切です。ややもすると大学入学の興奮が覚め、緊張感を失い、最も大切な入

学の目的、目標までも失って虚無感のとりことなり、脱落することのないよういまから心を引き締めていただきたい。

御存じのごとく、大学は敢くまでも研究と教育の場であり、文化の伝達、伝承と新しく造り上げる創造の機能を発揮する学問の場であるから、それに伴う学習を否定することはできません。学習と研究は大学における諸君の権利であり、この権利こそ存分に発揮して欲しいものです。

特に大学院研究科の諸君には大学における科学研究の重要性は自由な発想による先駆的独創的研究を進めて、人類の永生と幸福をもたらすことが強く要請されております。

最近の科学は一方ではミクロの世界から他方では科学衛星までその進歩発展は驚くほどです。研究の最先端はますます精密緻密化し、また実験計測、データ処理などの装置や方式も急速に開発大型化し、大規模な研究観測手段なしにはその最先端を切り開くことが不可能なほど研究分野が拡大しています。

その上社会的要請の増大という研究の外在的な状況の変化が生れています。即ち全人類が総力をあげて取り組まねばならない多くの課題が待っています。エネルギー、食糧、資源、人口問題、環境の保全、海洋の利用、地震や災害、ガンなどの難病研究など人類の生存にとって速やかに解明すべき緊急の問題が山積していることです。

真理の探求、科学の研究には終着駅はありません。諸君は無限の力を信じ、これを発揮する努力と根性が必要です。

大学はまた人間形成の場であり、青年後期の人間形成の仕上げのときです。大学における人間形成は先づ学問を通してのものです。課外活動による面もまたことに大であります。スポーツを愛し、頑健な体を造り上げることが肝要です。

いま日本が直面している重要問題の一つとして、青少年体力の低下があります。かつては世界一勇敢であり、強かった国民が世界一弱い国民に成り下がったことです。男17歳、女15歳で成長がストップし老化現象が現われてくることは日本民族にとってゆゆしき問題です。受験教育、家庭教育、社会環境等いろいろの原因はありましようが、よくこれに対処し、体力、頭脳、機能、バイタリティの充実した立派な青年を指向していただきたい。また個性をのびし豊かな人間性を培うための文化活動も意義あることです。

大学の自由は学問の進歩、社会の発展のために極めて重大なものとの認識によるものであって、自由に対する責任と自立性がなければならないと存じます。

諸君は生れながらの才能を伸ばし、助け合い、責任を分かち合う協調と連帯の精神が現代社会に必要であり、国際社会においても相互依存が不可欠な時代であることを思い、大学において将来国際社会に活躍できる能力を養っていただきたいものです。

戦後30年、科学技術の進歩によりすばらしい経済成長と繁栄を成し遂げた日本が、今日社会経済、国際経済の面において多くの困難に直面しております。

地球上の総ゆる資源が有限であり、一方21世紀初頭には世界の人口は現在の2倍に達するといわれ、更に大きな資源の必要にせまられることでしょう。省資源、省エネルギーによる産業構造の改革と世界を指導する頭脳の開拓は諸君に課せられた任務でありましょう。

諸君は大学入学にあたり、覚悟を新たにし誤ることなく、片よることなく、はたまた軽卒に附和雷同することなく、富山大学生として誇りをもち、責任ある行動をとっていただきたい。

朱熹の詩に

謂うなかれ 今日学ばずして来日ありと

謂うなかれ 今年学ばずして来年ありと

日月逝きぬ 歳我を延ばさず

嗚呼老いたり 是れ誰の愆ぞや

歳月は人を待たない。

今日只今おかれたところで全力を尽すことのできるものは即ち達人でしょう。140億の脳細胞を豊かな人間性と学問研究のため思う存分伸ばしていただきたい。

いうまでもなく学問は敢くまでも自己との対決であり、己を磨くことであって、決して人と人との競争ではない。諸君の研究努力によって富山大学が世界の名門校になることも可能であります。世界人類が安全に幸福に生存できるように諸君の力に期待するところまことに大なるものがあります。

希くは、明るく大らかに、甘えることなく不動の信念をもって大学生活を送られんことを切望して学長告辞といたします。

昭和53年4月10日

富山大学長 林 勝次

関係法令

(官報掲
載月日)

政 令

- 国立大学の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令(84) 4・1
- 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令(85) 4・1
- 国立学校設置法附則第三項の定員に付加すべき定員を定める政令(86) 4・1

- 日本育英会法施行令の一部を改正する政令(117) 4・5

省 令

- 大学入学資格検定規程の一部を改正する省令(文部8) 4・1
- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(同9) 4・1
- 児童扶養手当法施行規則及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生16) 4・1
- 国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令(文部10) 4・1
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令(同13) 4・1
- 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令(同14) 4・1
- 日本学校安全会法施行規則の一部を改正する省令(同15) 4・1
- 学校保健法施行規則の一部を改正する省令(同18) 4・1
- 文部省定員規則の一部を改正する省令(同20) 4・5

規 則

- 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則(人事院9-2) 4・1
- 初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則(同9-8) 4・1
- 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額の一部を改正する規則(同9-42) 4・1
- 職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則(同10-4) 4・1
- 俸給の調整額の一部を改正する規則(同9-6) 4・20
- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(同9-17) 4・20
- 特殊勤務手当の一部を改正する規則(同9-30) 4・20

告 示

- 国立の高等学校、高等専門学校及び幼稚園の災害共済給付契約に係る昭和53年度以後の学生又は幼児についての共済掛金のうち、その保護者等から徴収する額を定める件(文部68) 4・1

学 内 規 則

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

昭和53年4月1日

富山大学長 林 勝次

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和25年1月20日制定）の一部を次のように改正する。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、編入学、再入学及び転入学については、毎学期の始めとすることができる。

第18条中「選抜試験を行い、入学を許可する者を定める。」を「別に定めるところにより、選抜試験を行う。」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 学長は、入学の選考に合格した者で、次の各号の一に該当し、かつ、入学手続を完了した者に入学を許可する。

- (1) 所定の期日までに入学料を納付した者
- (2) 第36条の2第1項の規定により、所定の期日までに入学料の免除を受けるための申請をした者

第19条を次のように定める。

第19条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、各学部の定めるところにより、当該教授会を経て入学を許可することができる。

- (1) 本学又は修業年限4年以上の他の大学を卒業した者
- (2) 本学の退学者で再入学を志願する者
- (3) 修業年限4年以上の他の大学に在学し、本学に転入学を志願する者
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第66条第1項中「6,000円」を「8,000円」に改める。

第67条第3項中「3,000円」を「4,000円」に改める。

第69条中「文部省の委嘱により、」を「本学に」に改める。

別表第2を次のように改める。

学 部	学 科 等	入 学 定 員	総 定 員
文理学部	文 学 科	—	160名
	理 学 科	—	270名
人文学部	人 文 学 科	80名	160名
	語 学 文 学 科	80名	160名
教育学部	小 学 校 教 員 養 成 課 程	140名	560名
	中 学 校 教 員 養 成 課 程	50名	200名
	養 護 学 校 教 員 養 成 課 程	20名	80名
	幼 稚 園 教 員 養 成 課 程	30名	120名
経済学部	経 済 学 科	120名	480名
	経 営 学 科	120名	480名

理学部	数 学 科	40名	80名
	物 理 学 科	40名	80名
	化 学 科	40名	80名
	生 物 学 科	30名	60名
	地 球 科 学 科	30名	60名
薬学部	薬 学 科	—	55名
	製 薬 化 学 科	—	50名
工学部	電 気 工 学 科	50名	200名
	工 業 化 学 科	45名	175名
	金 属 工 学 科	40名	160名
	機 械 工 学 科	50名	200名
	生 産 機 械 工 学 科	40名	160名
	化 学 工 学 科	40名	160名
	電 子 工 学 科	40名	160名
合 計		1,125名	4,350名

別表第3を次のように改める。

学 部	学 科 等	教員の免許状の種類 (免許教科)	
人文学部	人 文 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	(社会)
	語 学 文 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	(国語, 中国語, 英語, ドイツ語)
教育学部	小 学 校 教 員 養 成 課 程	小学校教諭1級普通免許状 中学校教諭1級普通免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, 技術)
	中 学 校 教 員 養 成 課 程	高等学校教諭2級普通免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 農業, 職業指導, 英語)
	養 護 学 校 教 員 養 成 課 程 幼 稚 園 教 員 養 成 課 程	養護学校教諭1級普通免許状 幼稚園教諭1級普通免許状	
経済学部	経 済 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	(社会) (社会, 商業)
	経 営 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	(社会) (社会, 商業)

理学部	数 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	(数学)
	物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 地 球 科 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	(理科)
薬学部	薬 学 科	中学校教諭1級普通免許状	(理科)
	製 薬 化 学 科	高等学校教諭2級普通免許状	(理科)
工学部	電 気 工 学 科	中学校教諭1級普通免許状	(職業)
	工 業 化 学 科		
	金 属 工 学 科	高等学校教諭2級普通免許状	(工業)
	機 械 工 学 科		
	生 産 機 械 工 学 科		
	化 学 工 学 科		
電 子 工 学 科			

附 則

- この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 昭和53年3月31日以後引き続き在学している専攻生、研究生、聴講生及び特別聴講生に係る授業料の額は、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和53年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

富山大学大学院学則の制定

富山大学大学院学則を次のとおり制定する。

昭和53年4月1日

富山大学長 林 勝次

富 山 大 学 大 学 院 学 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、富山大学学則（以下「本学学則」という。）第7条の規定に基づき、富山大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

理学研究科

薬学研究科

工学研究科

(修士課程)

第4条 研究科に修士の学位を与える課程（以下「修士課程」という。）を置く。

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高等の専門性を要す

る職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

(専攻)

第6条 研究科に次の専攻を置く。

理学研究科

数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻

薬学研究科

薬学専攻, 製薬化学専攻

工学研究科

電気工学専攻, 工業化学専攻, 金属工学専攻, 機械工学専攻, 生産機械工学専攻, 化学工学専攻, 電子工学専攻

第2章 学生定員

(学生定員)

第7条 各研究科専攻別学生定員は、別表1のとおりとする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年・学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 研究科の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第10条 研究科の在学期間は、4年を超えることができない。

第5章 教育方法等

(教育方法)

第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目, 単位数及び履修方法)

第12条 研究科における授業科目の内容, 単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科において定める。

第13条 学生は、2年以上在学して所要の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

第14条 学生は、履修する授業科目中選択科目の選択については、あらかじめ指導教官の指導を受けなければならない。

第15条 学生は、指導教官の許可を得て、当該研究科の他の専攻の授業科目若しくは他の研究科の専攻の授業科目又はその基礎となる学部の授業科目を履修し、これを第13条に規定する単位とすることができる。

第16条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生に他大学の大学院との協議に基づき授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

(単位の認定)

第17条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により、その合格者に単位を与えるものとする。

2 単位修得の認定は、学期末に担当教官が行う。

(成績の区分)

第18条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の2種とする。

(追試験)

第19条 病気その他やむを得ない事由により正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を許可することがある。

(再試験)

第20条 不合格の授業科目については、願い出により再試験を許可することがある。

第6章 課程終了の認定及び学位授与

(修士課程終了の要件及び認定等)

第21条 修士課程の修了要件は、2年以上在学し、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会で選出した審査委員がこれを行い、その合格及び不合格は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

3 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。

4 最終試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(学位の授与)

第22条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

理学研究科 理学修士

薬学研究科 薬学修士

工学研究科 工学修士

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 教員免許状

(教員免許状授与の所要資格の取得)

第23条 高等学校教諭2級普通免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る高等学校教諭1級普通免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭1級普通免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭1級普通免許状の免許教科の種類は、別表2のとおりとする。

第8章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第25条 研究科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、志望の専攻課程を履修するに相当と認められた者とする。

(1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を終了した者

(3) 学校教育法施行規則第70条第1項の規定に基づき文部大臣が指定した者

(4) その他各研究科において第1号と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願手続及び選考)

第26条 入学を志願する者は、所定の入学願書及びその他の書類を所定の時間内に提出しなければならない。

第27条 入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は別に定める。

(転入学及び再入学)

第28条 転入学及び再入学については、本学学則の規定を準用する。

(入学手続)

第29条 第27条に定める選考の結果合格し、入学しようとする者は、別に定めるところにより、入学手続を行わなければならない。

2 入学手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休学、転学及び退学)

第30条 休学、転学及び退学については、本学学則の規定を準用する。

第9章 授業料、入学料及び検定料

(授業料, 入学料及び検定料)

第31条 授業料, 入学料及び検定料の額及び徴収方法は, 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)の定めるところによる。

(授業料又は入学料の免除及び徴収猶予等)

第32条 授業料又は入学料の免除及び徴収猶予等の扱いについては, 本学学則の規定を準用する。

第10章 懲 戒

(懲 戒)

第33条 懲戒については, 本学学則の規定を準用する。

第11章 教 員 組 織

(教員組織)

第34条 研究科における授業並びに指導は, 本学の教授, 助教授及び講師がこれを担当する。

第12章 運 営 組 織

(大学院委員会)

第35条 大学院の管理運営に関する事項を審議するために, 大学院委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規則は, 別に定める。

(研究科長)

第36条 研究科に研究科長を置き, 基礎となる学部の長をもつて充てる。

(研究科委員会)

第37条 研究科に属する学事管理を行うため, 研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は, 別に定める。

第13章 補 則

(研究科規則)

第38条 この学則に定めるもののほか必要な事項は, 別に定める。

(本学学則の準用)

第39条 この学則中, 本学学則を準用する場合は, 「学部長」, 「学部」をそれぞれ「研究科長」, 「研究科」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は, 昭和53年4月1日から施行する。

2 富山大学大学院学則(昭和42年5月19日制定)は, 廃止する。

別表1

研 究 科 名	専 攻 名	入 学 定 員	総 定 員
理 学 研 究 科	数 学 専 攻	8名	8名
	物 理 学 専 攻	8名	8名
	化 学 専 攻	10名	10名
	生 物 学 専 攻	8名	8名
薬 学 研 究 科	薬 学 専 攻	—	21名
	製 薬 化 学 専 攻	—	12名
工 学 研 究 科	電 気 工 学 専 攻	10名	20名
	工 業 化 学 専 攻	8名	16名
	金 属 工 学 専 攻	8名	16名
	機 械 工 学 専 攻	10名	20名
	生 産 機 械 工 学 専 攻	8名	16名
	化 学 工 学 専 攻	8名	16名

	電子工学専攻	8名	16名
合	計	94名	187名

別表2

研究科目	専攻名	免許教科の種類
理学研究科	数学専攻	数 学
	物理学専攻	理 科
	化学専攻	
	生物学専攻	
薬学研究科	薬学専攻 製薬化学専攻	理 科
工学研究科	電気工学専攻	工 業
	工業化学専攻	
	金属工学専攻	
	機械工学専攻	
	生産機械工学専攻	
	化学工学専攻	
	電子工学専攻	

富山大学学位規則の一部改正

富山大学学位規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年4月1日

富山大学長 林 勝次

富山大学学位規則の一部を改正する規則

富山大学学位規則（昭和40年1月22日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「薬学修士」を「理学修士
薬学修士」に改める。

第13条中「薬学修士（富山大学）」を「理学修士（富山大学）
薬学修士（富山大学）」に改める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

富山大学大学院理学研究科規則の制定

富山大学大学院理学研究科規則を次のとおり制定する。

昭和53年4月1日

富山大学長 林 勝次

富山大学大学院理学研究科規則

(趣 旨)

第1条 富山大学大学院学則第38条の規定に基づき、富山大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）に必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の配当及び授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

(指導教官)

第3条 指導教官は、教授とする。ただし、必要あるときは、助教授をもって代えることができる。

2 指導教官は、学位論文の作成その他について、学生を指導する。

(履修方法)

第4条 学生は、所属する専攻課程の授業科目について、必修科目22単位、選択科目8単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

第5条 学生は、指導教官の許可を得て所属する専攻課程以外の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、4単位までを前条に規定する選択科目の単位に代えることができる。

第6条 学生は、毎学期指定する期間内に、その学期で履修しようとする授業科目を届出なければならない。

(単位の認定)

第7条 単位修得の認定は、筆記もしくは口頭の試験又は研究報告等により、授業担当教官が行う。

2 前項の認定は、学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変えることができる。

(成績区分)

第8条 合格した各授業科目の成績は、優、良、及び可で表示する。

(単位の証明)

第9条 研究科長は、単位を修得した学生の願出があれば、単位修得証明書を交付することができる。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文は、あらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において委嘱する教授3名の審査委員によって行う。ただし、1名は、原則として指導教授とする。

2 必要があるときは、教授の代わりに助教授を前項の審査委員に委嘱することができる。

(転入学生の単位換算)

第12条 他の大学院から転入学した学生が、その大学院で修得した単位を、この研究科の単位に換算する場合の認定は、研究科委員会が行う。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

(別表)

各専攻課程授業科目及び単位数

専攻課程	授業科目	単位数	備考			
数学専攻	代数学及び幾何学	代数学特論 I " II	2 2	○印は必修		
		幾何学特論 I " II	2 2			
	解析学	位相解析学特論 I " II	2 2			
		複素解析学特論 I " II	2 2			
		数理統計学	実解析学特論 I " II		2 2	
			数理統計学特論 I " II		2 2	
	応用解析学及び電子計算機論		関数方程式特論 I " II		2 2	
			応用解析学特論 I " II		2 2	
		○ゼミナール	4			
		○課題研究及び研究論文	18			
	物理学専攻	固体物理学	低温物理学 固体物理学 磁気物理学		4 4 4	○印は必修
		量子物理学	素粒子物理学 場の量子論		4 4	
		結晶物理学	結晶物理学 回折結晶学		4 4	
		電波物理学	電波分光学 マイクロ波工学		4 4	
			○ゼミナール		4	
		○課題研究及び研究論文	18			

化学専攻	物理化学	化学反応論 触媒化学	4 4	○印は必修		
	構造化学	構造化学 量子化学	4 4			
	分析化学	分析化学 無機反応論	4 4			
	有機化学	有機反応論 有機構造論	4 4			
	天然物化学	天然物化学 複素環化学	4 4			
		○ゼミナール	4			
		○課題研究及び研究論文	18			
	生物学専攻	形態学	機能形態学 系統学特論 分類学特論 代謝調節学		4 2 2 2	○印は必修
		生理学	動物生理学特論 植物生理学特論 生物化学特論		4 4 2	
		細胞生物学	細胞生物学特論 遺伝学特論 発生生物学特論		4 2 4	
環境生物学		陸水学特論 生態学特論 放射性生物学特論 環境生物学特論	3 3 2 2			
		○ゼミナール	4			
		○課題研究及び研究論文	18			

富山大学大学院理学研究科委員会規則の制定

富山大学大学院理学研究科委員会規則を次のとおり制定する。

昭和53年4月1日

富山大学長 林 勝次

富山大学大学院理学研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第37条第2項の規定に基づき、富山大学大学院理学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織、審議事項及び運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の専任教授

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員に関する事項
- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 課程修了の認定に関する事項
- (5) 入学、退学、休学、転学及び懲戒その他学生の身分に関する事項
- (6) その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項

(議事)

第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がこれに代わる。

3 委員会は、研究科長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から付議すべき事項を示して請求のあったときこれを開く。

第5条 委員会は、委員（長期出張中又は休職中の委員を除く。）の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、富山大学学位規則第14条に規定する事項に関しては、出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。

(委員以外の出席)

第6条 研究科長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(小委員会)

第7条 研究科委員会に小委員会を置くことができる。

第8条 小委員会は、委員会から付託された研究科の運営その他必要な事項に関し、委員会に提出する原案の作成にあたる。

(細則)

第9条 委員会は、必要があるときは、細則を設けることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究科長の指示により人文学部・理学部事務長が処理する。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

昭和53年4月21日

富山大学長 林 勝次

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和25年1月20日制定）の一部を次のように改正する。

第56条中「理学専攻科 理学専攻」を削る。

第58条中「理学専攻科 理学専攻 10名」を削る。

別表第1人文学部の項中「西洋史学」を「西洋史学
人文地理学」に、「国文学」を「国文学
朝鮮語・朝鮮文学」に、「ドイツ
文学」を「ドイツ文学
ロシア語・ロシア文学」に改め、同表理学部の項を次のように改め、

理学部

教 学 科

- △代数学及び幾何学
- △解 析 学
- △数 理 統 計 学
- △応用解析学及び
△電子計算機論

物 理 学 科

- △固 体 物 理 学
- △量 子 物 理 学
- △結 晶 物 理 学
- △電 波 物 理 学
- △レ ー ザ ー 物 理 学

化 学 科

- △物 理 化 学
- △構 造 化 学
- △分 析 化 学
- △有 機 化 学
- △天 然 物 化 学

生 物 学 科

- △形 態 学
- △生 理 学
- △細 胞 生 物 学
- △環 境 生 物 学

地 球 科 学 科

- △地 殻 構 造 学
- △地 殻 進 化 学

同表教養部の項中「フランス語」を「フランス語
中国語」に改める。

別表第4を次のように改める。

専 攻 科		教員の免許状の種類 (免許教科)	
文学専攻科	文学専攻	高等学校教諭1級普通免許状	(国語, 社会, 英語, ドイツ語)
経済学専攻科	経理経営専攻	高等学校教諭1級普通免許状	(商業)

附 則

この学則は、昭和53年4月21日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

富山大学教養部規則の一部改正

富山大学教養部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年 4 月21日

富山大学長 林 勝次

富山大学教養部規則の一部を改正する規則

富山大学教養部規則（昭和42年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号並びに第 2 号を次のように改める。

- (1) 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり、1 科目原則として 4 単位、合計36単位とする。ただし、36単位のうち各分野において 2 科目 8 単位、計24単位を修得しなければならない。
- (2) 外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、中国語のうち、2 ヶ国語各 8 単位、計16単位を修得しなければならない。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、原則として教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 1 時間15週の講義をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、原則として教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間15週の演習をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び体育実技等の授業については、原則として、学修は、すべて実験室又は実習場等で行われるものとし、毎週 3 時間15週の実験又は実習をもって 1 単位とする。

別表を次のように改める。

別表

	分 野	学 科 目	授 業 科 目	単 位
一 教 育	人 文	哲 学	哲 学	4
			論 理 学	2
		倫 理 学	倫 理 学	4
		心 理 学	心 理 学	4
		歴 史 学	日 本 史	4
			東 洋 史	4
			西 洋 史	4
	文 学	文 学	4	
	音 楽	音 楽	4	
	美 術	美 術	4	
社 会	法 学	法 学	4	
		日 本 国 憲 法	2	
	経 済 学	経 済 学	4	
	統 計 学	統 計 学	4	
	政 治 学	政 治 学	4	
地 理 学	地 理 学	4		

科 目	自 然	社 会 学	社 会 学	4	
		数 学	数 学	4	
		物 理 学	物 理 学	4	
			物 理 学 実 験	1	
		化 学	化 学	4	
			化 学 実 験	1	
		生 物 学	生 物 学	4	
			生 物 学 実 験	1	
		地 学	地 学	4	
			地 学 実 験	1	
			天 文 学	2	
		総 合	社 会 環 境 論	社 会 環 境 論	2
				自 然 環 境 論	2
				現 代 社 会 論	2
		外 国 語 科 目	英 語	英 語	8
英 会 話	3				
ド イ ツ 語	ド イ ツ 語		8		
	ド イ ツ 語 会 話		2		
フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語		8		
中 国 語	中 国 語		8		
ラ テ ン 語	ラ テ ン 語		2		
	ロ シ ア 語	2			
保 健 体 育 科 目	保 健 体 育	体 育 講 義	1		
		保 健 講 義	1		
		体 育 実 技	2		

附 則

この規則は、昭和53年4月21日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。ただし、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の例による。

富山大学公印管理規則の一部改正

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年 4 月22日

富山大学長 林 勝次

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則

富山大学公印管理規則（昭和48年 3 月13日制定）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

理学部	富山大学理学部長の印	30	人文学部・理学部事務長	人文学部・理学部庶務係長	を
理学部	富山大学理学部長の印	30	人文学部・理学部事務長	人文学部・理学部庶務係長	に改める。
	富山大学理学研究科長の印	23	〃	〃	

附 則

この規則は、昭和53年 4 月22日から施行し、昭和53年 4 月 1 日から適用する。

諸 会 議

昭和53年度第 1 回評議会（4 月21日）

〔報告事項〕

- 昭和53年度富山大学大学院理学研究科（修士課程）
入学試験合格者の判定について
- 昭和52年度富山大学大学院薬学研究科（修士課程）
修了者の認定について

〔審議事項〕

- 富山大学学則の一部改正について
- 富山大学教養部規則の一部改正について
- 富山大学名誉教授称号授与について
- 薬学部及び和漢薬研究所の移行に伴う関係図書
の取扱いについて

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	発令前の所属官職	異 動 内 容	発 令 者
採用	53. 4 . 1	山 村 敬		教授（人文学部）	文 部 大 臣
	〃	木 下 良		〃（ 〃 ）	〃
	〃	梶 井 陟		〃（ 〃 ）	〃
	〃	矢 澤 英 一		助教授（ 〃 ）	〃
	〃	高 瀬 泉		教諭（教育学部附属養護学校）	富山大学長
	〃	飯 田 聰		〃（ 〃 〃 ）	〃
	〃	松 澤 敏 彦		〃（ 〃 〃 ）	〃
	〃	青 山 仁		〃（ 〃 〃 ）	〃

採用	53. 4. 1	山崎友憲		教諭(教育学部附属養護学校)	富山大学長
	"	泉美智子		" (" ")	"
	"	酒井元雄		" (" ")	"
	"	中谷静江		" (" ")	"
	"	堀田恵美子		" (" 附属小学校)	"
	"	清水美和子		" (" 附属幼稚園)	"
	"	川崎一朗		助教授(理学部)	文部大臣
	"	渡邊信		助手(薬学部)	富山大学長
	"	平澤良男		" (工学部)	"
	"	各務進		事務補佐員(工学部)	"
	"	米田泉		" "	"
	"	波多宣子		" (教養部)	"
	"	越村礼子		" (附属図書館)	"
	"	細川悦子		" (")	"
	"	永井富美子		" (経営短期大学部)	富山大学経営短期大学部学長
	53. 4. 2	山本都久		助教授(教育学部)	文部大臣
	"	廣田忍		講師(")	富山大学長
	"	濱名正道		" (")	"
	53. 4. 15	中井順子		事務補佐員(工学部)	"
	53. 4. 16	遠藤幸一		講師(教育学部)	"
"	山村研一		助手(和漢薬研究所)	"	
"	絹石達也		文部事務官(庶務部人事課)	"	
"	作井功		" (")	"	
"	武田勇夫		" (")	"	
"	松田壽直		" (")	"	
昇任	53. 4. 1	藤本幸夫	助手(大阪大学文学部)	助教授(人文学部)	文部大臣
	"	木下喬	" (東北大学文学部)	講師(")	富山大学長
	"	相馬恒雄	助教授(教育学部)	教授(教育学部)	文部大臣
	"	奥村義雄	講師(")	助教授(")	"
	"	宇井啓高	助手(名古屋大学理学部)	" (")	"
	"	小島満	講師(経済学部)	" (経済学部)	"
	"	竹川慎吾	" (")	" (")	"
	"	風巻紀彦	助教授(東北大学教養部)	教授(理学部)	"
	"	広岡公夫	" (福井大学教育学部)	" (")	"
	"	堀越叡	助手(東京大学理学部)	" (")	"
	"	日下部実	" (東京工業大学理学部)	助教授(")	"

	53. 4. 1	間庭充幸	助教授(教養部)	教授(教養部)	文部大臣
	"	瀧澤弘	" (")	" (")	"
	"	加藤眞一	神戸大学経理部長	事務局長	"
	"	五十嵐靖夫	文部事務官(和漢薬研究所)	富山医科薬科大学会計課総務係総務主任	富山医科薬科大学長
	"	高木光司郎	助教授(理学部)	教授(理学部)	文部大臣
	53. 4. 16	泉敏郎	" (教育学部)	" (教育学部)	"
	"	藤井敏孝	" (")	" (")	"
転任	53. 4. 1	林良重	教諭(東京教育大学附属盲学校)	助教授(教育学部)	文部大臣
	"	掛見正郎	助手(薬学部)	助手(富山医科薬科大学薬学部)	富山医科薬科大学長
	"	森井孫俊	" (")	" (" ")	"
	"	森佳洋	" (")	" (" ")	"
	"	高畑廣紀	" (")	" (" ")	"
	"	市川敏博	" (")	" (鹿児島大学理学部)	鹿児島大学長
	"	堂田邦明	" (工学部)	" (名古屋大学工学部)	名古屋大学長
	"	森正明	" (和漢薬研究所)	" (富山医科薬科大学薬学部)	富山医科薬科大学長
	"	中田 ^重 昶	薬学部総務係長	富山医科薬科大学会計課給与係長	"
	"	中村信一	文部事務官(薬学部)	文部事務官(富山医科薬科大学学生課)	"
	"	山下裕一	" (")	" (" 会計課)	"
	"	辻堂清	文部技官(")	文部技官(" 研究協力課)	"
	"	内多美樹	" (")	" (" ")	"
	"	佐野明美	" (")	" (" 薬学部)	"
	"	森和子	" (")	" (" ")	"
"	笠波金二	用務員(" 作業員)	文部事務官(" 会計課作業員)	"	
配置換	53. 4. 1	藤井一行	教授(金沢大学教養部)	教授(人文学部)	文部大臣
	"	高森邦明	" (教育学部)	" (筑波大学教育学系)	"
	"	小泉保	" (薬学部)	" (富山医科薬科大学薬学部)	"
	"	狐塚寛	" (")	" (")	"
	"	堀越勇	" (")	" (")	"
	"	永原茂	" (")	" (")	"
	"	宮原龍郎	助教授(")	助教授(")	"
	"	竹口紀晃	" (")	" (")	"
	"	北川泰司	" (")	" (")	"
	"	的場勝英	" (")	" (")	"
	"	横川保	事務局長	東京外国語大学事務局長	"
	"	松田正毅	経理部経理課長	浜松医科大学総務部会計課長	"
"	金澤正一	福島工業高等専門学校会計課長	経理部経理課長	"	

	53.4.1	和田武男	学生課長	岐阜大学学生課長	文部大臣
	"	山口照見	明石工業高等専門学校庶務課長	学生課長	"
	"	竹岡環	工学部事務長	人文学部・理学部事務長	"
	"	高松平吉	人文学部・理学部事務長	工学部事務長	"
	"	宮越一男	厚生課厚生係長	厚生課寮務係長	富山大学長
	"	山ノ下裕一	文部事務官(教育学部)	文部事務官(薬学部)	"
併任	53.4.1	手崎政男	教授(人文学部)	文理学部長(期間53.4.1~54.5.1)	文部大臣
	"	杉本新平	"(教養部)	教養部長(期間53.4.1~55.3.31)	"
	"	"	"()	評議員(期間 ")	"
	"	増田欣	"(教育学部)	教育学部附属小学校長(期間 ")	"
	"	小沢慎一郎	"(")	" 附属中学校長(期間53.4.1~54.4.1)	"
	"	頭川徹治	"(")	" 附属養護学校長(期間53.4.1~55.3.31)	"
	"	大澤欽治	"(")	" 附属幼稚園長(期間 ")	"
	"	狐塚寛	"(薬学部)	評議員の併任解除	"
	"	堀越勇	"(")	"	"
	"	手崎政男	"(人文学部)	教授(文理学部)	"
	"	平田純	"(")	"(")	"
	"	楠瀬勝	"(")	"(")	"
	"	吉田清	"(")	"(")	"
	"	山口博	"(")	"(")	"
	"	本田弘	"(")	"(")	"
	"	長沼忠兵衛	"(")	"(")	"
	"	永田英正	"(")	"(")	"
	"	提山淑郎	"(")	"(")	"
	"	三宝政美	"(")	"(")	"
	"	山村敬	"(")	"(")	"
	"	木下良	"(")	"(")	"
	"	梶井陟	"(")	"(")	"
	"	藤井一行	"(")	"(")	"
	"	岡本明	助教授(")	助教授(")	"
	"	中本昌年	"(")	"(")	"
	"	鎌田元一	"(")	"(")	"
	"	矢澤英一	"(")	"(")	"
	"	藤本幸夫	"(")	"(")	"
	"	山崎幸雄	講師(")	講師(")	富山大学長
	"	佐藤進	"(")	"(")	"

併任	53. 4. 1	寺津典子	講師(人文学部)	講師(文理学部)	富山大学長
	"	木下喬	" (")	" (")	"
	"	竹内豊三郎	教授(理学部)	教授(")	文部大臣
	"	児島毅	" (")	" (")	"
	"	小林貞作	" (")	" (")	"
	"	中川正之	" (")	" (")	"
	"	田中専一郎	" (")	" (")	"
	"	久保和美	" (")	" (")	"
	"	川瀬義之	" (")	" (")	"
	"	横山泰	" (")	" (")	"
	"	川井清保	" (")	" (")	"
	"	堀令司	" (")	" (")	"
	"	後藤克己	" (")	" (")	"
	"	松本賢一	" (")	" (")	"
	"	中村良郎	" (")	" (")	"
	"	小黒千足	" (")	" (")	"
	"	斎藤好民	" (")	" (")	"
	"	北野孝一	" (")	" (")	"
	"	風巻紀彦	" (")	" (")	"
	"	広岡公夫	" (")	" (")	"
	"	堀越叡	" (")	" (")	"
	"	高木光司郎	" (")	" (")	"
	"	中田三郎	助教授(")	助教授(")	"
	"	近藤和郎	" (")	" (")	"
	"	菅井道三	" (")	" (")	"
	"	安田祐介	" (")	" (")	"
	"	尾島十郎	" (")	" (")	"
	"	平山実	" (")	" (")	"
	"	金坂績	" (")	" (")	"
	"	鳴橋直弘	" (")	" (")	"
	"	鈴木正昭	" (")	" (")	"
"	渡邊義之	" (")	" (")	"	
"	岡部俊夫	" (")	" (")	"	
"	井上弘	" (")	" (")	"	
"	日下部実	" (")	" (")	"	
"	川崎一朗	" (")	" (")	"	

併任	53. 4. 1	松 本 勝	講師(理学部)	講師(文理学部)	富山大学長
	"	田 口 茂	" (")	" (")	"
	"	道 端 斉	" (")	" (")	"
	"	南 部 睦	助手(")	助手(")	"
	"	森 克 徳	" (")	" (")	"
	"	常 川 省 三	" (")	" (")	"
	"	濱 本 伸 治	" (")	" (")	"
	"	林 有 一	" (")	" (")	"
	"	高 安 紀	" (")	" (")	"
	"	増 田 恭次郎	" (")	" (")	"
	"	山 口 晴 司	" (")	" (")	"
	"	東 軒 克 夫	" (")	" (")	"
	"	川 田 邦 夫	" (")	" (")	"
	"	東 川 和 夫	" (")	" (")	"
	"	水 野 透	" (")	" (")	"
	"	菅 谷 孝	" (")	" (")	"
	"	笹 山 雄 一	" (")	" (")	"
	"	金 森 寛	" (")	" (")	"
	"	野 口 宗 憲	" (")	" (")	"
	"	中 川 忠 雄	教諭(教育学部附属養護学校)	教育学部附属養護学校小学部主事	"
	"	嶋 作 恭 子	" (")	" 中学部主事	"
	"	佐 藤 日出信	" (")	" 高等部主事	"
	"	横 山 保	教授(大阪大学経済学部)	教授(経済学部)	文 部 大 臣
	"	藤 田 正 寛	教授(神戸大学経済経営研究所)	" (")	"
	"	山 崎 高 應	富山医科薬科大学副学長	" (薬学部)	"
	"	増 田 克 忠	教授(富山医科薬科大学薬学部)	" (")	"
	"	谷 村 息 徳	" (")	" (")	"
	"	森 田 直 賢	" (")	" (")	"
	"	小 泉 保	" (")	" (")	"
	"	木 村 正 康	" (")	" (")	"
"	狐 塚 寛	" (")	" (")	"	
"	榎 本 三 郎	" (")	" (")	"	
"	堀 越 勇	" (")	" (")	"	
"	吉 井 英 一	" (")	" (")	"	
"	西 荒 介	" (")	" (")	"	
"	永 原 茂	" (")	" (")	"	

併任	53. 4. 1	野村敬一	助教(富山医科薬科大学薬学部)	助教授(薬学部)	文部大臣
	"	田上昇一郎	" (")	" (")	"
	"	清水岑夫	" (")	" (")	"
	"	脇功巳	" (")	" (")	"
	"	宮原龍郎	" (")	" (")	"
	"	井上正美	" (")	" (")	"
	"	小泉徹	" (")	" (")	"
	"	北川泰司	" (")	" (")	"
	"	的場勝英	" (")	" (")	"
	"	吉崎正雄	" (富山医科薬科大学 薬学部附属薬用植物園)	" (" 附属薬草園)	"
	"	安立準	助手(富山医科薬科大学薬学部)	助手(薬学部)	富山大学長
	"	中野琢	" (")	" (")	"
	"	有澤宗久	" (")	" (")	"
	"	掛見正郎	" (")	" (")	"
	"	木村郁子	" (")	" (")	"
	"	森正明	" (")	" (")	"
	"	柏木寛	" (")	" (")	"
	"	森井孫俊	" (")	" (")	"
	"	竹内義雄	" (")	" (")	"
	"	岡村昭治	" (")	" (")	"
	"	浅水哲也	助手(")	助手(")	"
	"	森佳洋	" (")	" (")	"
	"	高畑廣紀	" (")	" (")	"
	"	森正明	" (和漢薬研究所)	助手(薬学部)の併任解除	"
	"	水口妙子	文部事務官(保健管理センター)	文部事務官(厚生課)	"
	"	山本郁子	文部技官(厚生課)	文部技官(保健管理センター)	"
	"	松山政夫	文部技官(理学部)	文部技官(文理学部)	"
	"	水島俊雄	" (")	" (")	"
	"	小松美英子	" (")	" (")	"
	"	新木泰子	" (")	" (")	"
	"	五十嵐靖夫	富山医科薬科大学 針 課 総 務主任	文部事務官(薬学部)	"
	"	中村信一	文部事務官 (富山医科薬科大学学生課)	" (")	"
"	笠波金二	" (" 会計課作業員)	" (" 作業員)	"	
"	辻堂清	支部技官(" 研究協力課)	文部技官(薬学部)	"	
"	内多美樹	" (" ")	" (")	"	
"	佐野明美	" (" 薬学部)	" (")	"	

併任	53. 4. 1	中 塩 紀 美	文部事務官 (富山医科薬科大学会計課)	薬学部の併任解除	富山大学長
	"	林 和 子	文部技官(薬学部)	和漢薬研究所の併任解除	"
	53. 4. 2	石 瀬 秀 治	教授(経済学部)	評議員(期間53.4.2~54.7.31)	文 部 大 臣
	53. 4. 17	柿 岡 時 正	" (教養部)	評議員の併任解除	"
	"	世 利 幹 雄	" (")	評議員(期間53.4.17~54.4.1)	"
公の 名称	53. 4. 1	坂 本 正次郎	庶務部長	教養部事務長事務代理免	文 部 大 臣
	"	高 木 行 則	経理部主計課課長補佐	教養部会計係長事務代理免	富山大学長
復職	53. 4. 1	宮 越 一 男	厚生課厚生係長	復職した	富山大学長
	"	林 弘	人文学部・理学部学務係長	"	"
退職	53. 4. 1	川 西 洋 子	事務補佐員(庶務部庶務課)	3月31日限り退職	富山大学長
	"	相 澤 貴美子	" (人文学部・理学部)	"	"
	"	草 島 圭 子	" (薬学部)	"	"
	"	渡 茂 二	臨時用務員(和漢薬研究所)	"	"
	"	砂子田 仙 吉	" (")	"	"
	"	岡 崎 真 弓	事務補佐員(")	"	"
	"	永 川 智 子	" (")	"	"
	"	田 伏 良 子	" (")	"	"
	"	布 目 慎 勇	教務補佐員(")	"	"
	"	安 達 ゑつ子	事務補佐員(経営短期学部)	"	富山大学経営 短期大学部学長
	53. 4. 2	森 谷 佐三郎	教授(人文学部)	4月1日限り停年により退職	文 部 大 臣
	"	玉 生 正 信	" (教育学部)	"	"
	"	入 澤 寿 夫	" (")	"	"
	"	蔵 島 茂	" (")	"	"
	"	深 井 三 郎	" (")	"	"
	"	高 野 兼 吉	" (")	"	"
	"	野 崎 富 作	" (経済学部)	"	"
	"	菅 原 修	" (")	"	"
	53. 4. 11	永 田 正 夫	臨時用務員(教育学部作業員)	4月10日限り退職	富山大学長
	"	長 森 米 作	" (教養部作業員)	"	"
辞職	53. 4. 1	上 田 道 広	助教授(薬学部)	辞職を承認	文 部 大 臣
	"	林 弘	人文学部・理学部学務係長	"	富山大学長
	"	舟 見 幸 生	薬学部学務係長	"	"
	"	中 村 富美子	用務員(人文学部・理学部)	"	"
	"	笠 間 と し	" (工学部)	"	"

学内諸報

名誉教授の称号授与

昭和53年4月停年退職された次の方々に対し、昭和53年4月21日付けで富山大学名誉教授の称号が贈られた。



名誉教授
玉生 正信
東京帝国大学文学部
美学美術史学科卒業
文学士

昭和22年6月富山師範学校教授，同24年6月兼富山大学助教授，同25年4月富山大学助教授，同28年10月富山大学教授（教育学部）となり，30年余りの永きにわたり，終始熱心に学生の教育，指導に専念された。

この間教育学部附属小学校長，同幼稚園長として6年間附属学校の発展に尽力して来た。更に通算4年3月本学の評議員として，本学の管理運営に寄与された。

一方美術科の教授として研究に従事され，研究論文は，「新しい“Vision”の誕生」，「ゴッホの芸術」，「光琳と冬木小袖」など発表し貢献された。



名誉教授
入沢 寿夫
東京帝国大学文学部
心理学科卒業
文学士

昭和30年3月富山大学教授（教育学部）となり，23年余りの永きにわたり終始熱心に学生の教育，指導に専念された。

この間，同30年8月から20年余り本学の学生相談所委員として学生の精神衛生の良き相談役となり，献身的に努力を惜まなかった。

一方教育心理学の教授として研究に従事され，研究論文は，「乳幼児精神発達検査」，「少年保護における職業指導の問題」，「家庭と少年非行」など発表し貢献された。



名誉教授
葦島 茂
東京帝国大学理学部
数学科教室卒業
理学士

昭和18年12月富山師範学校嘱託，同20年7月同助教授，同22年6月同教授，同24年6月兼富山大学助教授，同26年3月富山大学助教授，同40年3月富山大学教授（教育学部）となり，32年余りの永きにわたり終始熱心に学生の教育，指導に専念された。

この間2年間本学の評議員として，本学の管理運営に寄与された。

一方数学の教授として，研究に従事し，特に位相空論，また，それに関連した古典的な解析学に関心をいだき研鑽発表し貢献された。



名誉教授
深井 三郎
富山師範学校本科
第一部卒業
理学博士

昭和18年4月富山師範学校教諭，同20年5月同校助教授，同24年6月兼富山大学講師，同25年4月富山大学講師，同28年10月助教授，同41年4月富山大学教授（教育学部）となり33年の永きにわたり，終始熱心に学生の教育，指導に専念された。

この間，4年間本学の評議員及び2年間教育学部長として本学の管理運営に寄与された。

一方地学の教授として研究に従事され，北アルプスの地形発達，氷河地形の研究では，わが国の第一人者である。「飛驒山脈とその山麓地域の地形発達史」と題する研究論文を発表し，理学博士の学位を授与された。



名誉教授
野崎 富作
東京商科大学学部卒業
商学士

昭和31年4月本学教授に就任以来22年間にわたり教育研

究に従事、この間経済学部長、経営短期大学部主事、評議員として本学の管理運営に寄与された。一方経営学（総論）の担当教授として、高邁な学識に基礎づけられた全人格的な指導により、幾多の人材の育成とその輩出に貢献されたのみならず、経営学の実践の場として地域社会の発展のため各種委員会委員の要職を歴任される等学内外における功績は高く評価されるものである。

叙位・叙勲

4月29日の天皇誕生日に、春の叙勲が発表され、本学関係では次の方々が受章されました。

富山大学名誉教授 蜷川 栄作 勲三等旭日中綬章
富山大学名誉教授 佐々木 龍作 勲三等旭日中綬章

海外渡航者

氏名	所属	官職	渡航の種類	渡航先国	目的	期間
武井 勲	経済学部	講師	海外研修旅行	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国における「リスク・マネジメント及び保険管理協会」の年次総会に出席並びにリスク・マネジメント及び保険問題についての調査研究	53. 4. 7 53. 4. 28

職員消息

<新任者>

事務局

事務局長 加藤 眞一

経理課長 金澤 正一

文部事務官 絹石 達也

〃 作井 功

〃 武田 勇夫

〃 松田 壽直

学生部

学生課長 山口 照見

人文学部

教授 山村 敬

〃 木下 良

〃 梶井 陟

〃 藤井 一行

助教授 矢澤 英一

〃 藤本 幸夫

講師 木下 喬

教育学部

助教授 林 良重

〃 山本 都久

〃 宇井 啓高

講師 廣田 忍

〃 濱名 正道

〃 遠藤 幸一

教諭 堀田恵美子

〃 高瀬 泉

〃 松澤 敏彦

〃 飯田 聡

〃 青山 仁

〃 山崎 友憲

〃 泉 美智子

〃 酒井 元雄

〃 中谷 静江

〃 清水美和子

理学部

教授 堀越 叡

〃 広岡 公夫

教授 風巻 紀彦
助教授 日下部 実

” 川崎 一朗

薬学部

助手 渡邊 信

工学部

助手 平澤 良男

事務補佐員 各務 進

” 米田 泉

” 中井 順子

和漢薬研究所

助手 山村 研一

附属図書館

事務補佐員 越村 礼子

” 細川 悦子

経営短期大学部

事務補佐員 永井富美子

<改姓>

教育学部

養護教諭 島田 公子(旧姓 上杉)

工学部

事務補佐員 金井 律子(旧姓 関野)

<住所変更>

教育学部

助教授 加藤正二郎

講師 横山 泰行

” 大石 昂

” 前川 久男

養護教諭 島田 公子

工学部

事務補佐員 金井 律子

教養部

教授 鎌田 邦夫

助教授 中村 哲夫

和漢薬研究所

教授 渡辺 和夫

” 難波 恒雄

” 荻田 善一

経営短期大学部

助教授 谷川 宗隆

” 藤本 正文

主要日誌

本 部

4月7日 昭和53年度国立学校施設実態調査説明会(於
青山会館)

10日 昭和53年度富山大学入学式

12~13日 建築工事標準仕様書等説明会(於 都道府
県会館)

13日 第1回事務協議会

18日 第1回大学院委員会

第1回教養部運営協議会

21日 第1回評議会

22日 第2回事務協議会

28日 富山大学大学院理学研究科入学式

富山大学名誉教授称号授与式

富山大学質量分析装置室運営委員会

文理学部

4月12日 教授会

17日 各学科, 専攻科授業開始

人文学部

4月12日 新入生オリエンテーション

19日 教授会

教官懇談会

22日 2年次生オリエンテーション(新カリキュラム
説明)

26日 カリキュラム委員会

教育学部

- 4月5日 附属小学校第1学期始業式
 6日 附属小学校入学式
 附属養護学校第1学期始業式
 7日 附属中学校第1学期始業式
 附属幼稚園第1学期始業式
 附属養護学校入学式
 8日 附属中学校入学式
 10日 前学期授業開始
 教務委員会
 11日 附属幼稚園入園式
 12日 新入生オリエンテーション
 教務・補導合同委員会
 教授会
 人事教授会
 18～19日 昭和53年度北陸地区教員養成学部事務長協
 議会（於 新潟大学教育学部高田分校）
 19日 学部図書委員会
 20日 補導委員会
 26日 教務委員会
 27日 補導委員会

経済学部

- 4月6日 第1回教務委員会
 第1回人事教授会
 第1回教授会
 11日 第1回学部将来構想検討委員会
 12日 昭和53年度経済学部入学生のオリエンテーション
 並びに健康診断
 第2回人事教授会
 13日 授業開始
 19日 第1回日本海経済研究所運営委員会
 第3回人事教授会
 24日 第2回教務委員会（持ち廻り）
 26日 第2回学部将来構想検討委員会
 第2回教授会
 27日 第1回学部補導委員会

理学部

- 4月4～10日 大学院理学研究科入学願書受付
 12日 新入生オリエンテーション（教養5番教室）
 教授会
 理学研究科委員会
 14日 理学研究科入学者選抜学力検査
 15日 同口述試験，健康診断
 17日 理学研究科委員会（合格者判定会議）
 20日 理学研究科合格者発表
 26日 学部図書委員会
 教授会
 教官懇談会

薬学部

- 4月3～5日 日本薬学会第98年会（於 岡山大学）
 11日 予算委員会
 19日 教授会
 24日 薬学研究科委員会

工学部

- 4月7日 教務委員会
 11日 X線回折装置機種選定委員会
 教授会
 工学研究科委員会
 12日 新入生オリエンテーション及び健康診断
 工学部構内交通対策委員会
 13日 前学期授業開始
 19日 工学部移転推進委員会
 21日 学部補導委員会
 24日 事務連絡会議
 26日 定期健康診断
 学科主任会議
 28日 学部補導委員会

教養部

- 4月5日 教養部教務補導合同委員会
 教授会

教授のみの教授会

- 10日 教養部オリエンテーション
 11日 授業開始
 12日 内地・在外研究員に関する委員会
 教養部図書委員会
 教授のみの教授会
 19日 教養部将来計画委員会
 教養部補導委員会
 25日 X線間接撮影
 26日 教授会

和漢薬研究所

- 4月11日 第1回教授会
 20日 X線間接撮影
 24日 薬学研究科委員会
 25日 第2回教授会
 27日 臨時教授会

附属図書館

- 4月10日 附属図書館オリエンテーション
 14日 商議会
 19日 富山県図書館協会理事会（於 県民会館）
 20日 X線間接撮影
 22日 専門委員会
 28日 専門委員会

経営短期大学部

- 4月1～7日 聴講生出願手続
 6～8日 入学手続
 10日 入学式
 オリエンテーション
 前学期授業開始
 11日 定期健康診断
 12日 新入生歓迎会
 13日 第1回教授会
 18日 財務委員会
 25日 昭和53年度前期分授業料等減免選考委員会
 27日 第2回教授会

編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 第一共同印刷株式会社
富山市太郎丸1220-2
電話 ㊦ 0196(代)